

客引き行為等の防止に関する条例施行規則をここに公布する。

平成27年9月30日

兵庫県知事 井戸 敏 三

兵庫県規則第44号

客引き行為等の防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、客引き行為等の防止に関する条例（平成27年兵庫県条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(身分証明書)

第2条 条例第10条第2項の証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

(公表)

第3条 条例第11条に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 住所

(2) 法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地

(3) 条例第11条第1号に該当する者にあつては、同号に該当することとなつた事実並びに当該命令に違反して行つた条例第9条第1項に規定する禁止行為に係る店舗その他の事業所の名称及び所在地

(4) 条例第11条第2号に該当する者にあつては、同号に該当することとなつた事実並びに当該立入調査に係る店舗その他の事業所の名称及び所在地

(5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

2 条例第11条の規定による公表は、インターネットの利用その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

(補則)


第4条 この規則に定めるもののほか、条例の実施について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

別記様式（第2条関係）

（表面）

第 号	身分証明書
 写 真	所 属
	職 名
	氏 名
<p>上記の者は、客引き行為等の防止に関する条例（平成27年兵庫県条例第5号）第10条第1項の規定に基づき立入調査をする職員であることを証明します。</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>兵庫県知事 印</p>	

（裏面）

<p>客引き行為等の防止に関する条例（抜粋）</p> <p>（立入調査）</p> <p>第10条 知事は、前条の規定の施行に必要な限度において、当該職員に、客引き行為等をし、若しくは客引き行為等をさせる者の従業する場所その他必要な場所に立ち入り、書類その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>（罰則）</p> <p>第15条 （略）</p> <p>2 第10条第1項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避し、同項に規定する書類その他の物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の書類その他の物件を提出若しくは提示し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、5万円以下の過料に処する。</p>
